

昭和八年法律第二十一号

農村負債整理組合法

第一章 総則

第一条 本法ハ農山漁村ニ居住スル者ノ經濟更生ヲ図ル為隣保共助ノ精神ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ組合ノ樹立シタル負債償還計画及經濟更生計画ヲ履行セシメ以テ其ノ負債ノ整理ヲ為サシムルコトヲ目的トス

第二条 本法ニ於テ負債トハ負債整理組合ノ組合員ノ負担スル私法上ノ金錢債務ニシテ組合設立前ニ生ジタルモノヲ謂フ但シ本法施行後ニ生ジタルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官庁ノ認可ヲ受ケタルモノニ限ル

第三条 負債整理組合ノ組合員本法ニ依リ負債整理ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ負債整理組合ニ對シ其ノ旨ヲ申出ツベシ

負債整理組合前項ノ申出ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員及債権者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ条件ノ緩和ニ関スル協定ニ付幹旋ヲ為スベシ

第四条 前条ノ幹旋ニ依リ協定成ラザル負債ニ付テハ負債整理組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村負債整理委員会ニ對シ其ノ協定ノ幹旋ヲ請求スルコトヲ得

市町村負債整理委員会ノ組織、権限其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五条 削除

第六条 第三条第一項ノ規定ニ依リ負債整理ノ申出アリタル負債ニ付民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）ニ依リ調停事件繫属スルトキハ裁判所又ハ調停委員会ハ第三条第二項又ハ第四条ノ規定ニ依リ幹旋ノ終了ニ至ル迄其ノ調停手續ヲ中止スルコトヲ得

第七条 負債整理組合ヨリ負債整理資金ノ貸付ヲ受ケタル組合員ガ其ノ貸付ノ条件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル負債整理組合ノ不動産其ノ他ノモノノ取得ニ関シテハ地方税ノ課スルコトヲ得ズ

負債整理組合ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業遂行ノ為必要ナル土地ヲ取得スル場合亦前項ニ同シ

第八条 農業協同組合、信用組合其ノ他勅令ヲ以テ定ムル法人ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官庁ノ認可ヲ受ケ第十一条ノ事業ヲ行フモノハ本章ノ適用ニ関シテハ之ヲ負債整理組合ト看做ス但シ第二条中組合設立前トアルハ行政官庁ノ認可前トス

前項ノ法人ガ第十一条ノ事業ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ十三年間トス

第九条 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

第二章 負債整理組合

第十条 負債整理組合ハ組合員ノ經濟更生ヲ図ル為隣保共助ノ精神ニ則リ組合員ヲシテ其ノ負債ノ整理ヲ為サシムルコトヲ目的トス

第十一条 負債整理組合ハ其ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一 組合員ノ負債償還計画及經濟更生計画ノ樹立

二 債権者タル組合員及債権者間ニ於ケル負債ノ金額、利率、償還期限、償還方法其ノ他ノ条件ノ緩和ニ関スル協定ノ幹旋

三 組合員ニ對スル負債整理資金ノ貸付

四 前各号ニ掲グルモノノ外組合員ノ負債整理ニ必要ナル事業

負債整理組合ハ組合員ガ負債整理ノ為其ノ所有地ヲ処分スル場合ニ於テ組合員タル小作人其ノ他ノ者ガ其ノ土地ヲ購入セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ニ必要ナル資金ノ貸付ヲ為スコトヲ得

第十二条 負債整理組合ハ法人トス

第十三条 負債整理組合ハ一定ノ地区内ニ居住スル者ヲ以テ之ヲ組織ス

前項ノ地区ハ部落其ノ他之ニ準ズル区域ニ依リ但シ特別ノ事由アルトキハ町村ノ区域ニ依ルコトヲ得

第十四条 負債整理組合ノ組織ハ無限責任及保証責任ノ二種トス

無限責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ連帯無限ノ責任ヲ負担シ保証責任ノ組合ニ在リテハ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額（保証金額）ヲ限度トシテ責任ヲ負担ス

第十五条 負債整理組合ヲ設立セントスルトキハ設立者ハ規約ヲ作成シ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ設立ノ認可ヲ申請スベシ

規約ニハ本法ニ規定アルモノヲ除クノ外左ニ掲グル事項ヲ記載シ設立者之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

一 目的

二 名称

三 組織

四 地区

五 事務所ノ所在地

六 組合員ノ加入脱退ニ関スル規定

七 事業ノ執行ニ関スル規定

八 役員ニ関スル規定

九 損失分担ニ関スル規定

十 組合ガ公告ヲ為ス方法

十一 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

十二 無限責任ノ組合ニ在リテハ組合費ノ分担ニ関スル規定

十三 保証責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法並ニ保証金額ニ関スル規定

第十七条 前条第一項ノ認可ノ申請ヲ為スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ十三年間トス

第十八条 負債整理組合ハ其ノ設立ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ主たる事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スベシ

登記スベキ事項左ノ如シ

一 第十五条第二項第一号乃至第五号及第十一号ニ掲ゲタル事項

二 設立認可ノ年月日

三 代表権ヲ有スル者ノ氏名、住所及資格

四 保証責任ノ組合ニ在リテハ出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法

前項ニ掲グル事項ニ変更アリタルトキハ二週間以内ニ其ノ登記ヲ為スベシ

第十九条 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十条 各登記所ニ負債整理組合登記簿ヲ備フ

第二十一条 負債整理組合ノ設立登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ産業組合法第十六条ノ第五項第三号ニ掲グル事項ヲ、保証責任ノ組合ニ在リテハ同条同項第一号、第二号及第四号ニ掲グル事項ヲ記載シタル組合原簿ヲ添付スベシ

組合員ノ加入ニ因ル変更登記ノ申請書ニハ無限責任ノ組合ニ在リテハ加入者ノ氏名及住所ヲ、保証責任ノ組合ニ在リテハ加入者ノ氏名、住所及保証金額ヲ記載シタル組合原簿ヲ添付スベシ

第十七条第三項及第十八条並ニ産業組合法第十六条ノ四第一項及第十六条ノ五第二項ノ規定ハ組合原簿ニ之ヲ準用ス但シ同法第十六条ノ四第一項中地方長官トアルハ事務所所在地ノ登記所トス

第二十条ノ二 事務所ノ移転其ノ他登記事項ノ変更登記ノ申請書ニハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

負債整理組合ノ解散登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ノ發生ヲ証スル書面及理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スベシ

第二十条ノ三 本法ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官庁ノ認可ヲ要スルモノノ登記ノ期間ハ其ノ認可書ノ到達シタル日ヨリ起算ス

第二十一条 負債整理組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ヲシテ組合ノ負債償還ノ一部ニ充ツル為積立金ヲ醸出セシムルコトヲ得

前項ノ積立金ノ管理、処分其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二条 負債整理組合ノ組合員ハ命令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外総組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非ザレバ脱退スルコトヲ得ズ

脱退シタル組合員ハ脱退前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付第十四条第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負担ス

第二十三条 負債整理組合ニ加入シタル組合員ハ其ノ加入前ニ生ジタル組合ノ債務ニ付テモ亦第十四条第二項ノ規定ニ依ル責任ヲ負担ス

第二十三条ノ二 解散シタル負債整理組合ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其ノ清算ノ結了ニ至ルマデ尚ホ存続スルモノト看做ス

第二十三条ノ三 負債整理組合ガ解散シタルトキハ破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除クノ外理事ガ其ノ清算人ト為ル但シ規約ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ理事以外ノ者ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三条ノ四 前条ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ欠ケタル為損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第二十三条ノ五 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二十三条ノ六 清算人ハ破産手続開始ノ決定ノ場合ヲ除クノ外解散後二週間以内ニ其ノ氏名及住所並ニ解散ノ原因及年月日ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ヅルコトヲ要ス

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後二週間以内ニ其ノ氏名及住所ノ登記ヲ為シ且此等ノ事項ヲ官庁ニ届出ヅルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ設立認可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第二十三条ノ七 清算人ハ次ノ職務ヲ行フ

一 現務ノ結了

二 債權ノ取立及債務ノ弁済

三 残余財産ノ引渡

清算人ハ前項各号ニ掲グル職務ヲ行フ為必要ナル一切ノ行為ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ八 清算人ハ其ノ就職ノ日ヨリ二月以内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債權者ニ對シ一定ノ期間内ニ其ノ債權ノ申出ヲ為スベキ旨ノ催告ヲスルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ニハ債權者ガ其ノ期間内ニ申出ヲ為サザルトキハ清算ヨリ除斥セラルベキ旨ヲ付記スルコトヲ要ス但シ清算人ハ知レタル債權者ヲ除斥スルコトヲ得ズ

清算人ハ知レタル債權者ニハ各別ニ其ノ申出ヲ催告スルコトヲ要ス

第一項ノ公告ハ官報ニ掲載シテ為ス

第二十三条ノ九 前条第一項ノ期間ノ經過後ニ申出ヲ為シタル債權者ハ負債整理組合ノ債務完済後未ダ帰屬權利者ニ引渡サザル財産ニ對シテノミ請求ヲ為スコトヲ得

第二十三条ノ十 清算中ニ負債整理組合ノ財産ガ其ノ債務ヲ完済スルニ不足スルコト明トナリタルトキハ清算人ハ直チニ破産手続開始ノ申立ヲ為シ其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ハ負債整理組合ノ業務ヲ監督スル官庁ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

前項ニ規定スル官庁ハ負債整理組合ノ解散及清算ヲ監督スル裁判所ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第二十三条ノ十二 負債整理組合ノ解散及清算ノ監督並ニ清算人ニ關スル事件ハ其ノ主たる事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄トス

第二十三条ノ十三 清算人ノ選任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第二十三条ノ十四 第二十三条ノ四ノ規定ニ依リ裁判所ガ負債整理組合ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ負債整理組合ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其ノ額ハ当該清算人及監事ノ陳述ヲ聽キ裁判所之ヲ定ム

第二十三条ノ十五 裁判所ハ負債整理組合ノ解散及清算ノ監督ニ必要ナル調査ヲ為サシムル為検査役ヲ選任スルコトヲ得

前二条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査役ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ前条中清算人及監事トアルハ負債整理組合及検査役トス

第二十四条 産業組合法第三条、第四条、第七条、第二十三条、第二十五条乃至第三十一条ノ二、第三十二条乃至第三十八条、第三十九条、第四十条第一項（清算ニ關スル規定ヲ除ク）、第六十条ノ二、第六十一条（清算ニ關スル規定ヲ除ク）、第六十二条、第六十五条、第六十六条、第六十七条乃至第十五条、第十七条、第十八条乃至第十九条ノ二、第二十一条乃至第二十三条ノ二、第二十四条（第十四号及第十五号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第五十一条乃至第五十三条、第三十二条乃至第三十七条及第三十九条乃至第四百四十八条ノ規定ハ負債整理組合ニ之ヲ準用ス但シ産業組合法第九十三条ノ二中三百円トアルハ二百円トス

産業組合法第十一条、第十二条、第十七条第一項、第十八条乃至第二十一条、第四十条乃至第四十二条、第四十五条、第四十八条、第五十三条、第五十六条及第五十七条ノ規定ハ保証責任ノ負債整理組合ニ之ヲ準用ス

第二十五条 負債整理組合ノ理事又ハ監事何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ組合ノ事業ノ範圍外ニ於テ貸付ヲ為シ又ハ投機取引ノ為ニ組合財産ヲ処分シタルトキハ一年以下ノ拘禁刑又ハ二万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）ニ正条アル場合ハ之ヲ適用セズ

第二十六条 負債整理組合ノ理事又ハ清算人ハ本法ニ規定スル登記ヲ為スコトヲ怠リタルトキハ五十万円以下ノ過料ニ処ス

附則 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和二年五月二八日法律第二二二号）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則（昭和二年八月二四日法律第七七号）抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和二年三月二一日法律第四六号）抄

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則（昭和二年一月一九日法律第一三三三号）抄

この法律施行ノ期日は、公布の日から一箇月以内に政令でこれを定める。

附則（昭和二年七月七日法律第一〇七号）抄

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十九条 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和二年六月九日法律第二二二号）抄

十三条において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三条中小企業等協同組合法第九十三条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(「第七十七条から」の下に「第九十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三百三条第三項の規定、第七十七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。)、第八十条の規定、第十一十一条中有責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。))並びに第一百二十二条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(「並びに第三百二十二条」を「第三百二十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七十七条の二、第十一一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同法第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同法第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。))並びに同法第九十五条、第一百一十一条、第一百八条及び第三十八條の改正規定、第九十条中社債、株式等の振替に関する法律第五十一条第二項第一号の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定(「以下この条」の下に「及び第五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五十九条の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第五十九條第一項、第三項第一号の項の次に一條を加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(「ま」の下に「、第五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第二百三十九條の表第五十九條第一項の項の次に一條を加える改正規定、同法第二百三十九條の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(「従たる事務所所在地における登記(第三百一十一條-第三百一十四條)」を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一十一條第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百一十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定(「第四十九條から第五十二條まで」を「第五十一條、第五十二條」に、「及び第三百二十二條」を「第三百三十一條から第三百三十七條まで及び第三百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。))並びに同法第三百四十二條第十号の次に一號を加える改正規定、第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定(「第三項を除く。)、第十八條」を削る部分に限る。)、第十八條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五條中金融商品取引法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四第二項を削る改正規定、同法第九十條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四十六條の二中「商業登記法(一)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十條において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く。)、同法第九十條の四、第九十一條の二十第一項、第九十二條第一項及び第九十三條の十の改正規定、同法第九十一條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十二條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く。))

十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法(一)とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十二條の十一において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十二條の十一において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く。))並びに同法第四百四十五條第一項及び第四百四十六條の改正規定、第二十七條中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條から第二十四條の二までの改正規定及び同法第二十五條の改正規定(「第二十三條の二まで」を「第十九條の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一條から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四條第一項の改正規定(「第三百五十五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四條第四項の改正規定、同法第六十六條第六項第八号の次に一號を加える改正規定、同法第七十七條の改正規定(「、第二十條第一項及び第二項」を削る部分及び「、同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第七十七條」の下に「、同法第三百四十六條の二中「商業登記法(一)とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第七十七條において準用する商業登記法(一)と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分を除く。))及び同法第二百四十九條第九号の次に一號を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定(「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六條第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五條第二項、第七十四條から第七十六條まで及び第七十七條第四項の改正規定、同法第八十五條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七條の四第四項の改正規定並びに同法第九十一條第一項、第九十二條の次に一號を加える改正規定、第三十六條中労働金庫法第七十八條から第八十條まで及び第八十一條第四項の改正規定並びに同法第八十九條の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八條中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四條第一項の改正規定、第四十條の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四條第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一條中保険業法第四十一條第一項の改正規定、同法第四十九條第一項の改正規定(「規定中」を「規定(同法第二百九十八條(第一項第三号及び第四号を除く。))、第三百一十一條第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四條、第三百一十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。))中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く。))中「に改め、」とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、この下に「これらの規定中」を加え、「、これらの規定(同法第二百九十八條並びに第三十條第四項、第三十條第四項、第三百一十一條第四項、第三百一十二條第五項、第三百一十四條並びに第三十條第四項中「各号を除く。))中「株主」とあるのは「総代」と、この下に「これらの規定(同法第二百九十八條並びに第三十條第四項、第三百一十一條第四項、第三百一十二條第五項、第三百一十四條並びに第三十條第四項中「各号を除く。))中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二十二條まで」とあるのは「次条及び第三百三條」と、同法第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、この下に「第三百一十一條第四項及び第三百一十二條第五項」を「第三百一十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。))に」と、同法第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四條第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定(「、第四十八條」を「、第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記」並びに「を「登記」」に、「第四百四十八條」を「第三百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第三百三十九條から第四百四十八條まで」に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十

七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六条第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号）第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四十五条」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第四十五条」と、同法第四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（並びに）を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第七十一条及び第八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定（、「第二十条第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第八十三条第一項の改正規定（、「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七条まで」に改める部分、「、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「、同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号）第八十三条第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項において準用する商業登記法第四百四十五条」と）及び同法第三百六十一条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十条中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（、「第三項を除く。」を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（、「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一条の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三條まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定（第十七條（第三項ヲ除ク）を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第三百三十條第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第八十条第二項の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協

同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目的の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（、「第四十八條」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九條」に改める部分及び「、同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」と）を削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（第八項）の下に、「第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第一百條の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百零二條中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第九十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定並びに同法第六十八條から第九十九條第三項まで並びに第三百三十九條に改め、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十条第一項、」を削る部分に限る。）、第七十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百一十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

1（施行期日）

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日